

# 栃木からの報告

2015/12/13

高橋比呂志

南摩川 2014/10/02撮影

# 栃木では三つのダムが訴訟の対象

- 南摩ダム
- 湯西川ダム
- ハツ場ダム

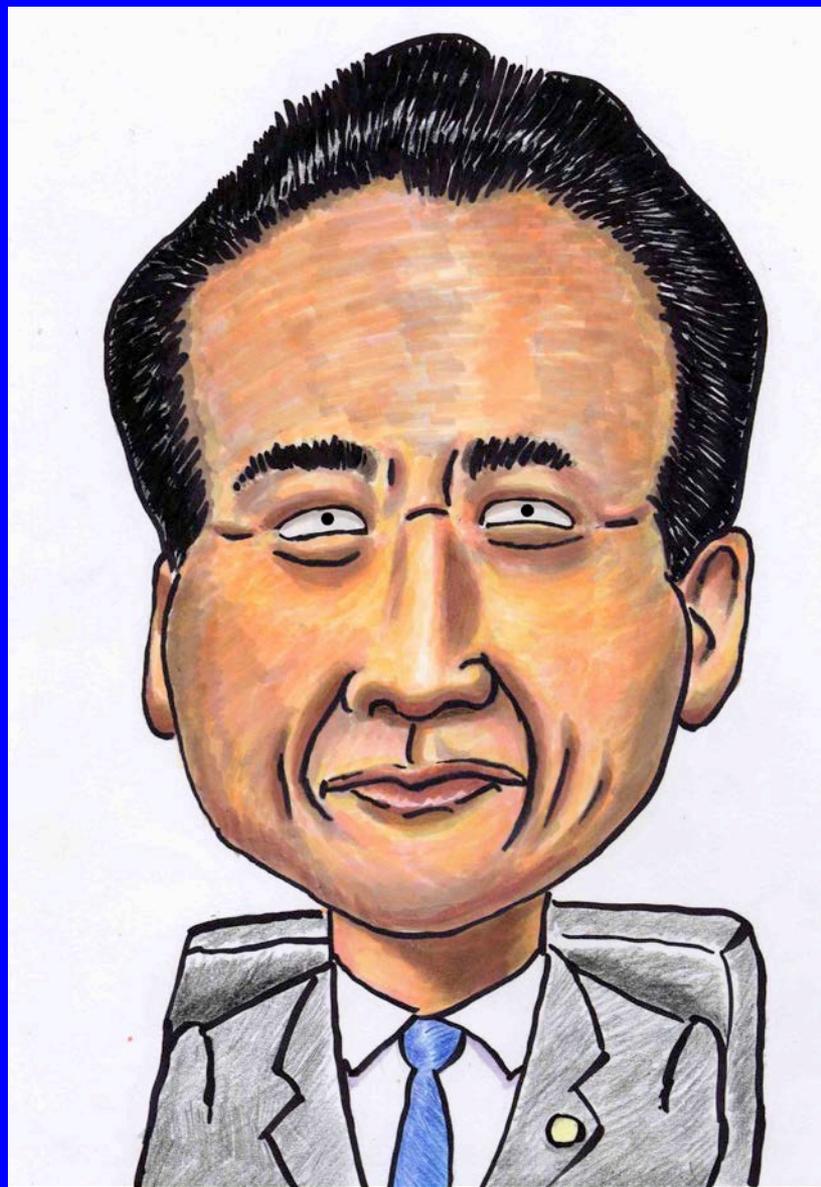
- 栃木弁護士団と嶋津さんが大変なご苦労。
- 深謝。

今年

9月8日

# 栃木3ダム訴訟に最高裁決定

- 本件上告を棄却する。
- 本件を上告審として受理しない。



第三小法廷裁判長 木内道祥

2日後

9月10日

# 鬼怒川大水害発生



2015/09/11  
毎日新聞

原告団は国に警告していた

- 鬼怒川下流部は危険。
- 湯西川ダムを中止すべき。
- 予算を堤防の整備に充てるべき。

# 国交省⇒栃木県への回答(1)

(2008/09/24 関東地方整備局長 菊川滋)

- 鬼怒川下流部の改修が遅れているから  
とって、改修を進めればよいというも  
のではない。
- 水系全体のバランスに配慮しながら、段  
階的に整備を進めている。
- 緊急を要する改修を後回しにしているも  
のではない。

# 国交省⇒栃木県への回答(2)

(2008/09/24 関東地方整備局長 菊川滋)

- 長い年月をかけて長大な河川改修を行うよりは、ダムの方が最小限の費用で最大の効果を発揮できる。
- ダムは、水系全体に効果を発揮することから、有効な治水対策である。

# そして、湯西川ダム完成(2012年)



# その結果が大水害でも「緊急を要する改修を後回しにしていない」と言えるのか



2015/09/11  
毎日新聞

責任者は被災  
者の前に出て  
きて説明すべき  
だ

高裁判決は  
どこがひどかったか  
たか

南摩ダム利水

# 控訴人の主張

「栃木県にはダム水を使う計画が具体化していないのに南摩ダムの水を確保するのは違法だ。」

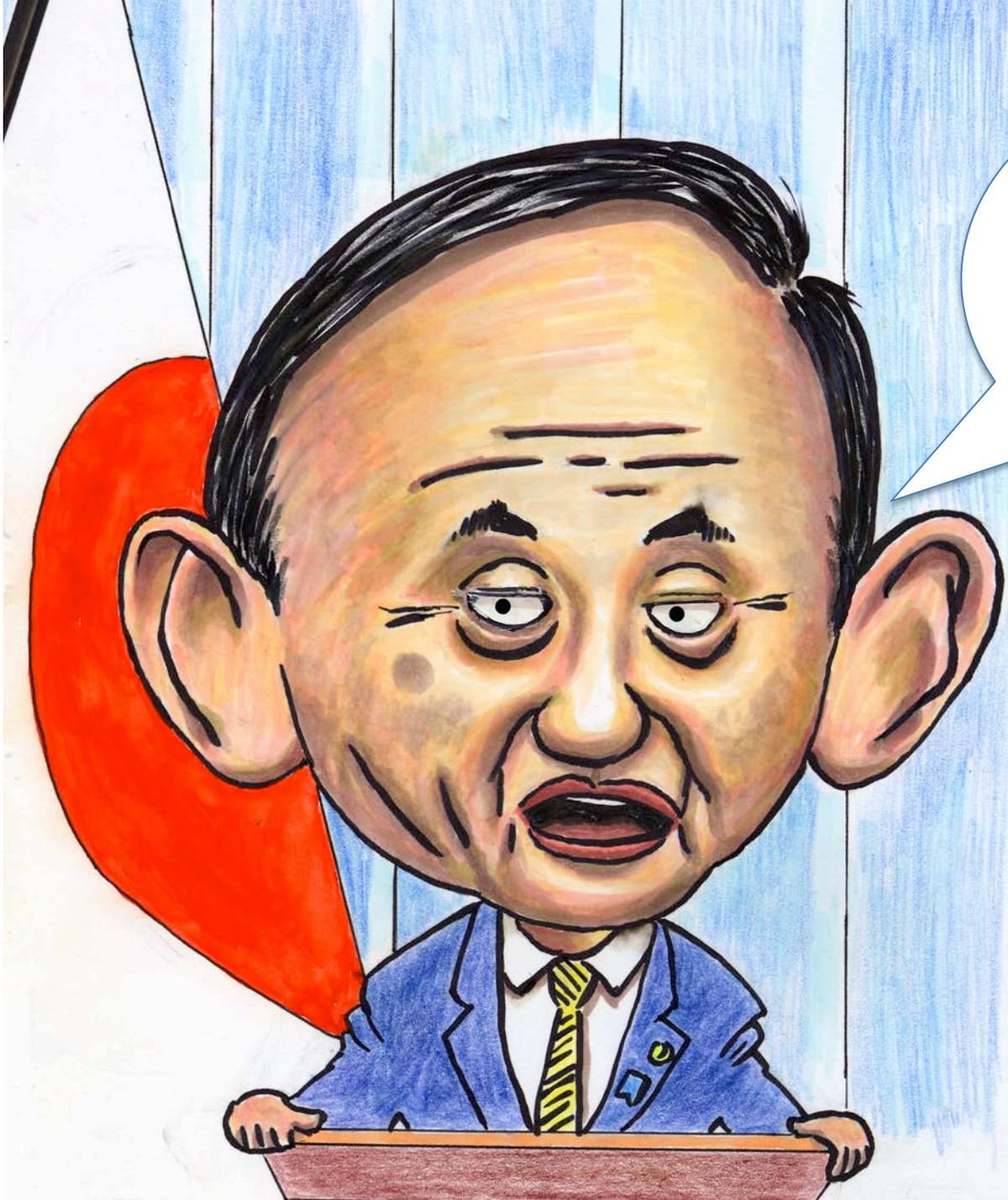
# 高裁判決

「南摩ダムが未着工であることから、やむを得ない。」

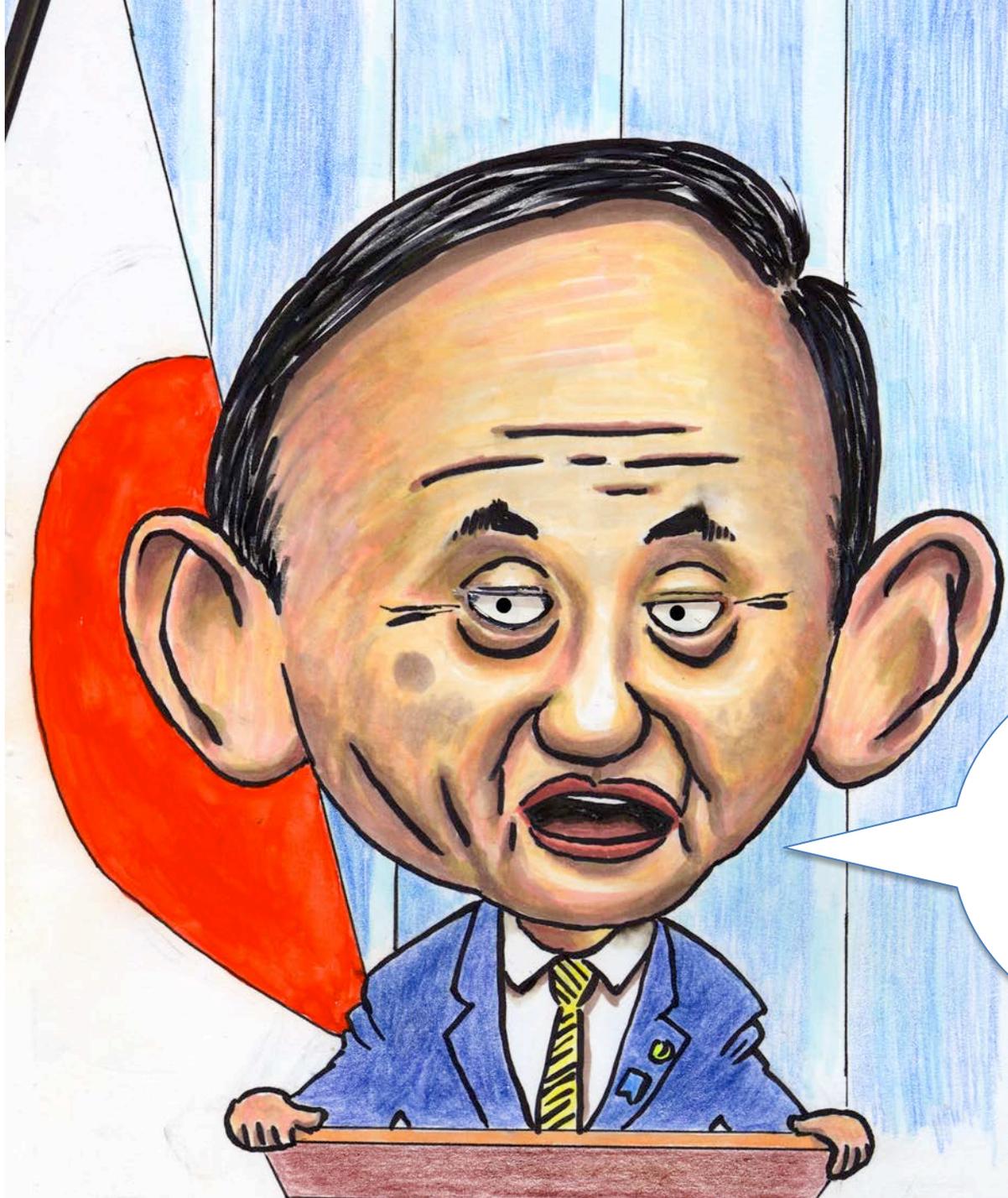
# 高裁の論法

- 都合の悪い事実は見ない。
- 大した理由は言わない。
- ほとんど結論だけを押し付ける。

何か似ている



全く問題  
ない



ご批判は  
当たらない  
い

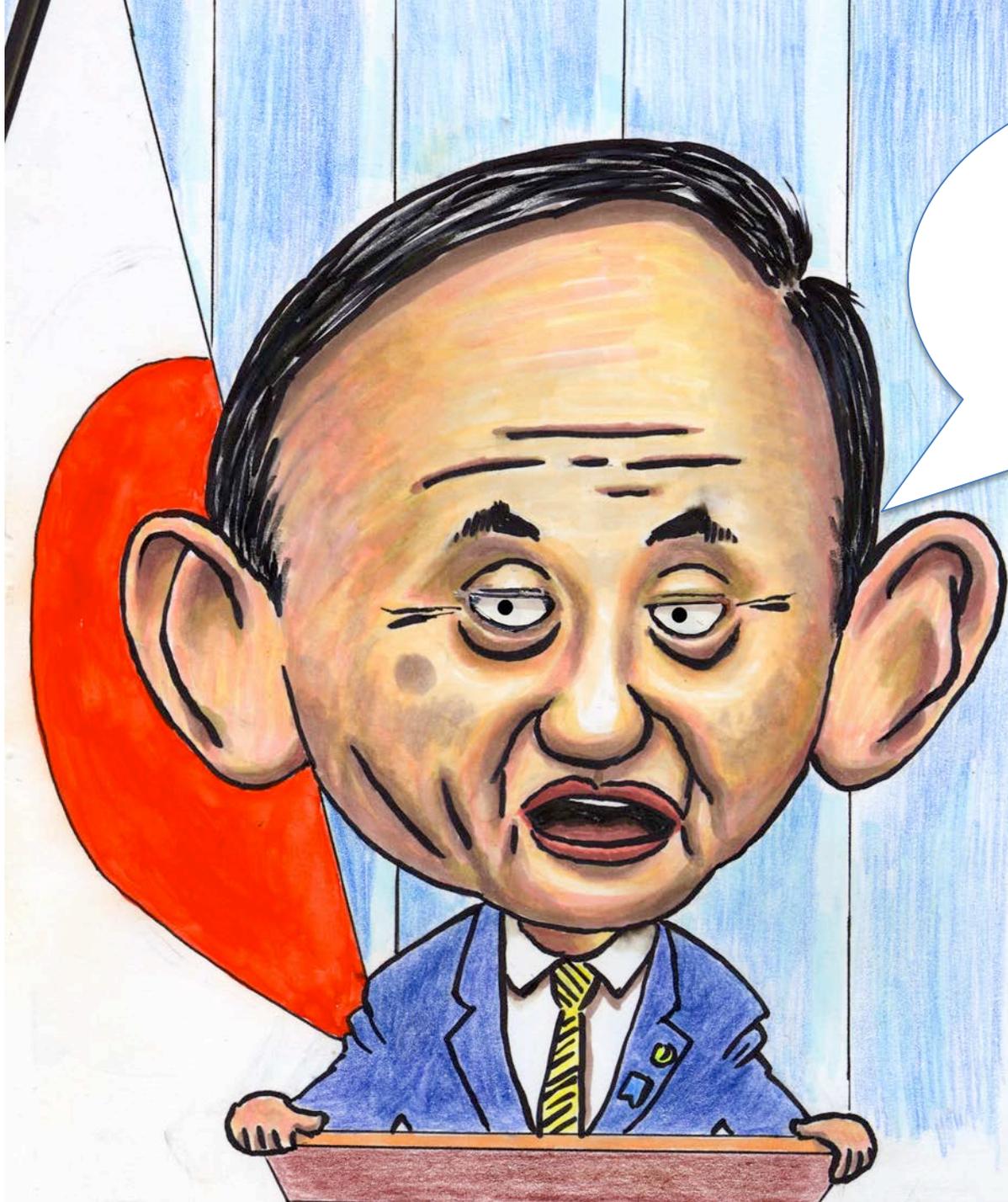
# ハツ場ダムの 費用対効果

# 控訴人の主張

「利根川の年平均被害額を4820億円とするのは現実から遊離している。」

# 高裁判決

「国の計算に特  
段不合理的なところ  
はない。」



全く問題ない

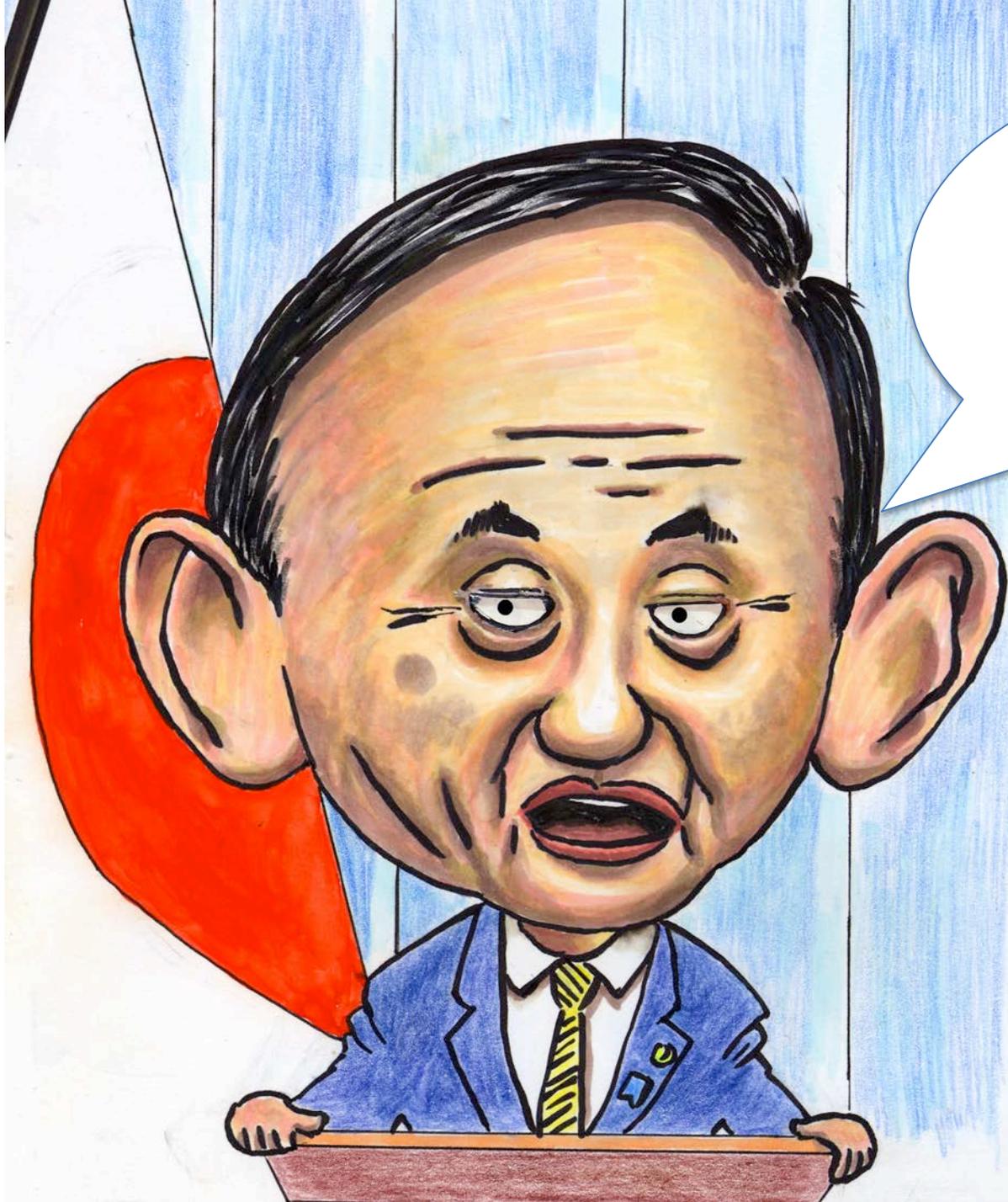
# ハツ場ダムの 危険性

# 控訴人の主張

「各所で地すべりが起きる可能性があり、完成しても重大な瑕疵を持つ構造物となる。」

# 高裁判決

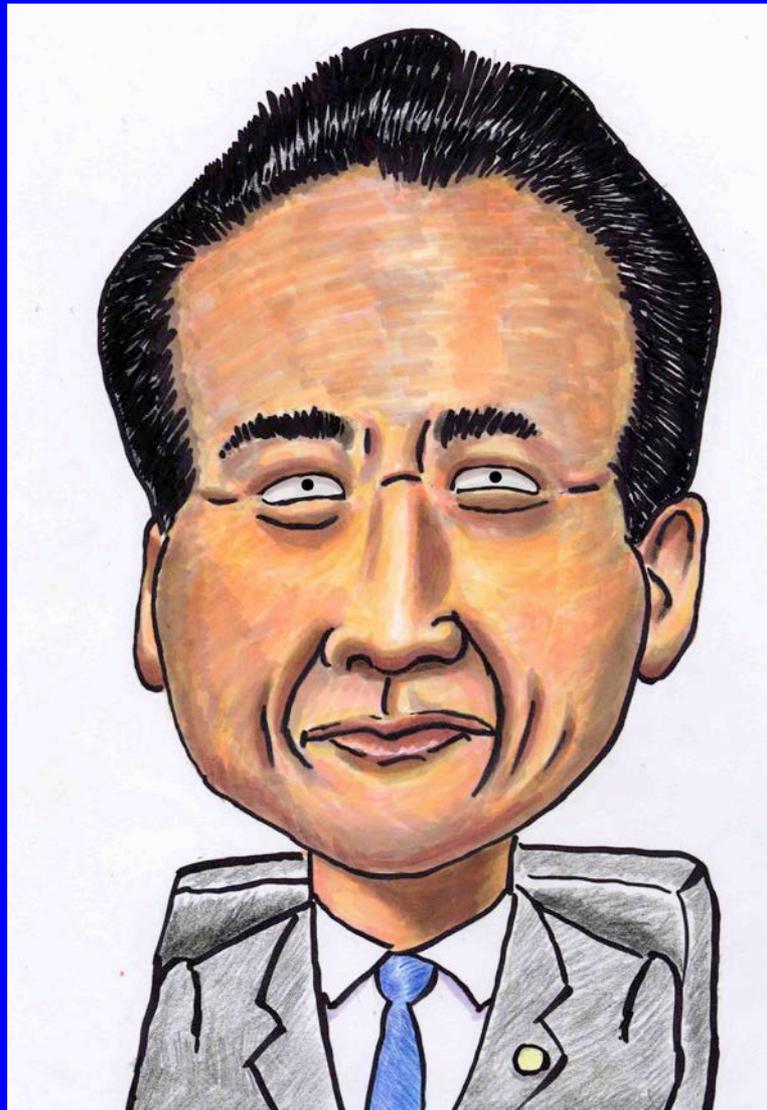
「地すべりが発生しても、国交省が適切に対応することが予定されている。」

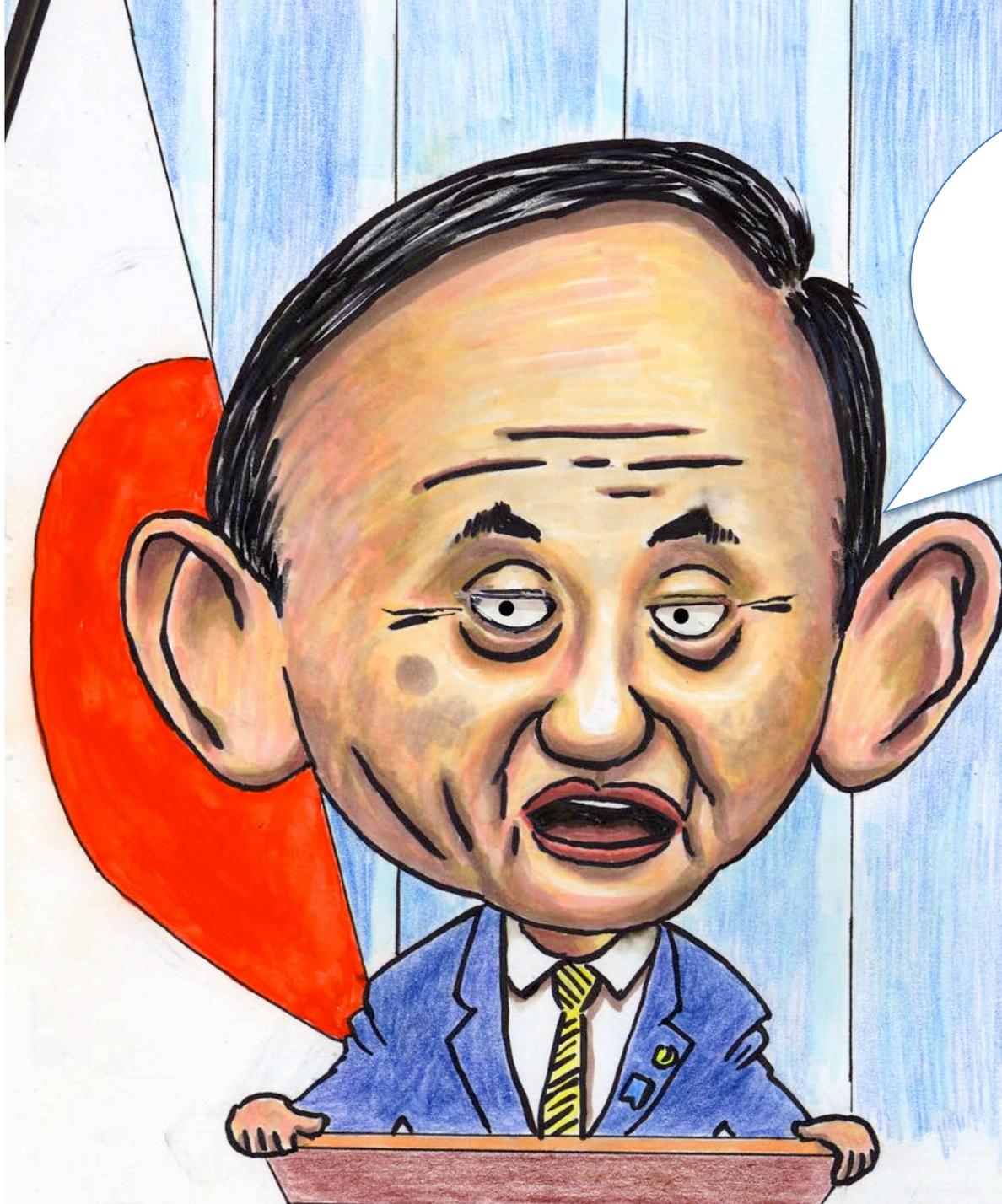


全く問題ない

高裁判決は、  
ほとんどの争  
点でこんな調子

そんな高裁判決を最高裁が追認





全く問題ない

つまり、政治家  
と裁判官の頭  
の程度が同じ

# 裁判官よ恥を知れ

- 「絶望の裁判所」  
(瀬木比呂志)
- 最高裁は「最低裁判所」(同)

お先

真つ暗

光明はないの  
か

# 沖縄での闘い

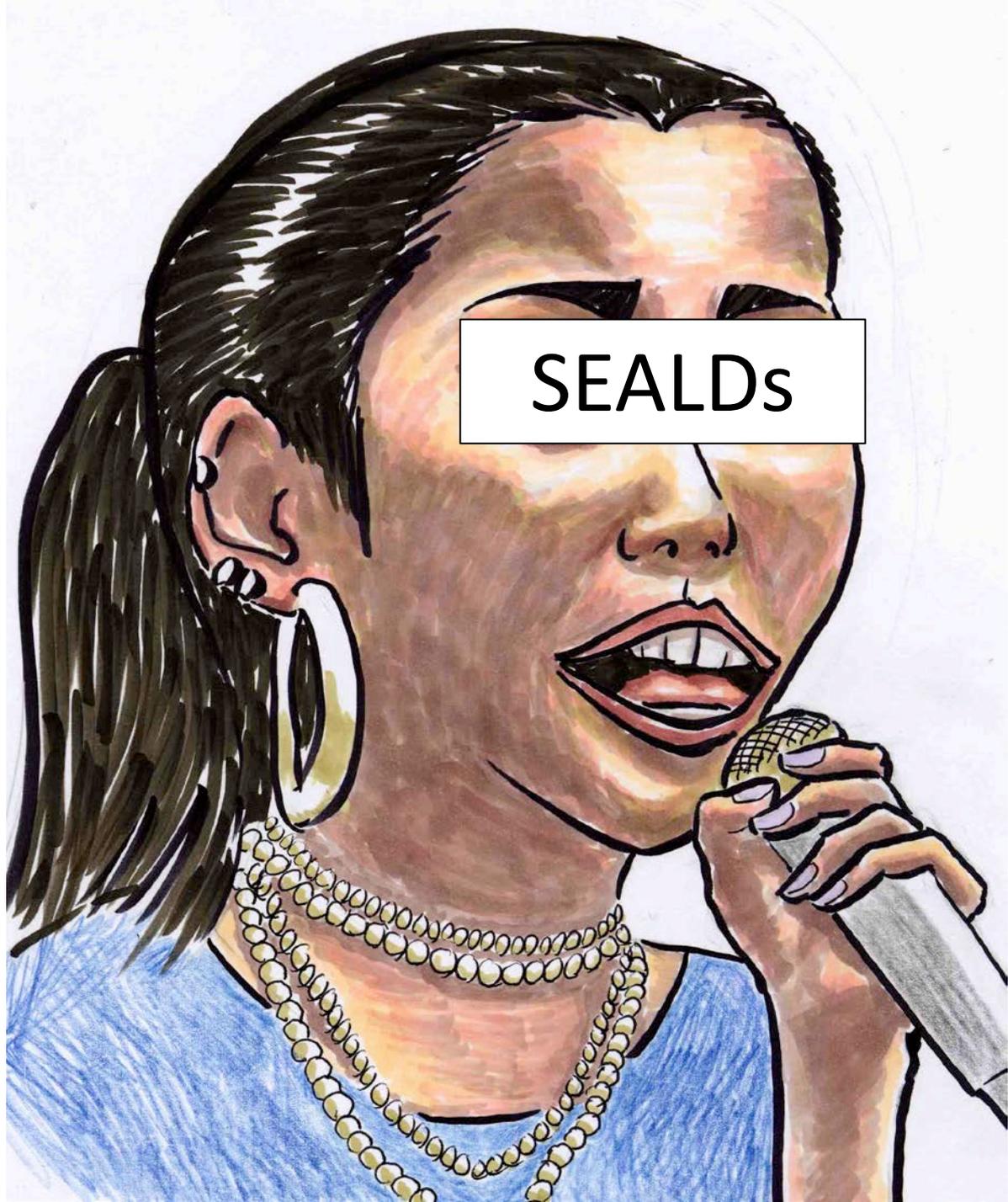


2015/12/10 琉球新報から

SEALD<sup>s</sup>



SEALDs



SEALDs

「絶望は愚者の  
結論である。」  
(ディズレーリ)

おわり